

地理モニター制度実施要綱

[目 的]

第 1 条 この要綱は、新たな道路、橋、名称変更のあった施設名等の情報収集を常時行い、内容を精査のうえ、会報並びにホームページに掲載する等の方法により周知することにより、個人タクシー事業者の地理知識の充実を図るとともに、利用者利便の向上と個人タクシーへの信頼の確保を図ることを目的とする。

[構 成]

第 2 条 第 1 条の目的を達成するため、「地理モニター調査員」を各所属団体から各 2 名程度選任し、会長から委嘱するものとする。

[任期及び選任]

第 3 条 地理モニター調査員は、所属団体長が推薦する教育担当（勉強会）地理講師及び専ら営業に従事し地理知識に精通している者とし、その任期は定款第 2 6 条を準用する。

[報 告]

第 4 条 地理モニター調査員は、タクシー営業上必要と思われる地理に関する変更箇所等を確認した際は、所定の報告書により協会あて報告を行うこととする。

なお地理モニター調査員に事業者から情報提供があった際には、必ず現地確認の後に報告を行うこととする。

[精査並びに周知]

第 5 条 地理モニター調査員より報告のあった内容については、教育広報委員会において精査のうえ、必要と思われる事項について会報並びにホームページに掲載する等の方法により全事業者への周知を図る。

[表 彰]

第 6 条 会長は、第 4 条の報告に著しく貢献された地理モニター調査員に対し、感謝状並びに記念品を贈呈し、感謝の意を表することができる。

[附 則]

1. この要綱の改廃は、理事会において行う。
2. この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 9 日から実施する。
3. この要綱は、平成 2 4 年 9 月 1 9 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成 2 6 年 5 月 1 日）から実施する。
4. この要綱は、平成 2 6 年 7 月 2 日一部改定実施する。

平成 年 月 日

一般社団法人 東京都個人タクシー協会
会 長 木 村 忠 義 殿

団体名

代表者名 _____

推 薦 書

地理モニター制度実施要綱 第3条にもとづき、下記の者を地理モニター調査員として推薦いたします。

記

【モニター調査員】

氏 名 _____ 印

許可番号 _____

主な営業場所 _____

地理モニター報告書

平成 年 月 日

氏名 _____

団体名 _____

1. 変更（新設）箇所

新旧変更箇所を記入して下さい（適宜地図等を添付）。

（旧）

（新）

【内容】

変更日（新設日）、住所や主な目印等について、分かる範囲で詳しくお書き下さい。

2. 要望

調査員として活動中に気がついた点等がございましたらお書き下さい。

【提出先】

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

FAX：03 - 3947 - 9167

E-mail：kojintaxi@kojintaxi-tokyo.or.jp